

議案第 88 号

桐生市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例案

桐生市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 11 月 28 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

桐生市建築基準法関係手数料条例(令和7年桐生市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第7条の表60の項中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表61の項中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 案 説 明

議案第 88 号 桐生市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例案

建築基準法施行令の一部改正に伴い、条文中の文言整理を行うものです。